

カナダ格安留学サポーター（株式会社サポートマート）留学約款

第1条 適用範囲

カナダ格安留学サポーター（株式会社サポートマート）（以下、「当社」といいます。）がお客様との間で締結するプログラムに関する契約は、この約款（以下「本約款」といいます。）の定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

第2条 契約の申込みと成立

本約款において「申込日」とは、「留学プログラム参加申込書」に記入された日付を指します。本約款において「契約成立日」とは、お客様の契約申込みに対し、当社が申込み内容を確認し、申込金を受領した日付を指します。

第3条 拒否事由

当社は、お客様より本約款に基づくプログラム契約の申込みがあった場合、次に定める事由の1つあるいは複数がある場合は、申込みをお断りする場合があります。

- お客様が未成年者である等の理由により、プログラム契約申込について法定代理人（両親等）の同意が必要な場合に、その同意がない場合。
- 留学先受け入れ機関等の定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、プログラム実施の可能性が低いことが明らかな場合。
- 過去の既往症又は現在の心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めた場合。
- お客様の語学力等がプログラム参加に明らかに不足している、プログラム参加に必要なビザ（査証）が発給されない可能性が高いなど、プログラム参加に適した条件が備わっていないと当社が認めた場合。
- お客様が当社または留学先受け入れ機関等、または他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動がある場合。
- その他、しかるべき理由により当社及び留学先受け入れ機関等が不適当と認めた場合。

第4条 プログラムの範囲

当社は、本約款に基づき下記に明記されたお客様の希望する留学先への申し込みの手続き代行、出発前のオリエンテーションや情報提供などを行うものであり、別途明示されている場合を除き、お客様の希望する留学先への入学保証、または留学先での課程修了保証等を行うものではありません。このプログラムに含まれるサービスあるいは制度は次のとおりです。

- 入学手続き
各留学プログラムに定められた入学手続きを行います。
- 滞在先手続き
留学する際の寮・ホームステイ先の申し込み手続きを代行します。
- 留学費用等の支払い
留学先受け入れ機関等への留学費用の支払い手続きを代行します。所定の納付期日までに、指定の金額を指定の口座にお振り込み下さい。
- ビザ取得手続きサポート
渡航先国などにビザ取得が必要な場合、当社が申請書類作成または申請サポートを別途費用にて行います。但し、ビザ（査証）の発給の可否については大使館等の判断によるものであり、当社は何ら責任を負うものではなく、またビザ（査証）が発給されることを保証するものではありません。
- 海外留学生生保険加入手続き
海外での病気・傷害等に備え、お客様がより快適にかつ安心して現地での生活を送るために、海外旅行傷害保険の加入を義務付けています。尚、保険料はプログラム料金には含まれません。また、現地滞在中に発生した事故その他の災害に関して当社は一切の責任を負いません。
- オリエンテーション
当社では、留学に向け必要な準備に関する情報を提供し、留学に関するアドバイス等を行います。
- 現地滞在中サポート
プログラム契約に基づき当社が提供するサポートのうち、「現地滞在中サポート」とは、渡航後も、担当スタッフと連絡を取りアドバイス等を受けるサポートです。

第5条 必要書類

プログラム契約に基づく各種手続に必要な書類は、別途当社よりご案内するものとします。お客様は、必要書類に指定された方法にて記入の上、必ず当社指定の期日までに当社に提出するものとします。

第6条 諸費用

- 申込金（頭金）
以下に定める各留学プログラムの申込金をお申込み時にお支払いいただけます。お申込金（頭金）は残金の支払い時に本条(2)項の留学費用に充当されます。
※申込金は、プログラムお申込み時にお預かりする頭金扱いとなりますので、残金お支払い時にプログラム総額にすべて充当されます。

留学プログラム	申込金額
当社提携語学学校手配（通学期間：01～12週間まで）	33,000円
当社提携語学学校手配（通学期間：12～48週間まで）	55,000円
当社提携カレッジ、専門学校手配	55,000円
当社非提携の語学学校手配	55,000円
当社非提携のカレッジ、専門学校手配	165,000円
大学直接入学サポートプログラム	330,000円
進学先への2校目以降の出願(1校分)	110,000円

(2) 留学費用

- 当社では、渡航前サポート料などの入学手続きに必要な費用、留学先受け入れ機関での学校登録料、授業料、滞在登録料、滞在費、食費、空港出迎え費用、その他留学期間中に必要となる費用を算出し、お客様に請求します。また留学費用については、各種現地受け入れ機関（学校など）の都合による、例えば授業料の改定などにより、予告なしに変更される場合があります。その場合、当社指定の方法にて速やかに差額をご精算いただきます。
- 大学など取得する単位に応じて授業料が異なる留学の手続きを希望される場合、又は利用する部屋のタイプによって費用が異なる滞在先を希望される場合など、当社では概算で請求することがあります。その場合、支払額が確定し次第、当社の指定する方法にて速やかに差額をご精算いただきます。

(3) その他の諸費用

以下の諸費用は本条前項の費用には含まれません。お申込者の利用希望に応じて、別途請求いたします。**※お申込み内容により各種諸費用は半額～無料となる場合があります。**

※海外傷害保険料・航空券代金	申込みプランにより異なります。
※海外送金手数料及び通信費	11,000円（税込）
※学生ビザ申請サポート料	11,000円（税込）
※ケベック州 CAQ 申請サポート料	33,000円（税込）
※ワーキングホリデービザ申請サポート料	11,000円（税込）

第7条 変更手数料

(1) 申込み内容の変更

- お客様は、当社に対しプログラム契約において選択したプログラム内容（留学先受け入れ機関、日程、宿泊滞在先、コース内容等）の変更を当社所定の書面を提出することにより申し出ることができます。この場合、当社が当該申出に基づく変更を承諾した時に、所定の変更がなされたこととします。
- 前項の場合、お客様は当社に対し次項の変更手数料規定に基づき変更手数料をお支払い頂きます。但し、第13条1項①②③に定める事由によって留学が不能となった場合において、お客様が留学条件を変更して再度留学手続きを行う事を希望した時は、当社は変更手数料を申し受けることなく、再留学手続きを行います。
- 変更手数料規定

基準日	手数料
渡航開始予定日の61日以前	無料
渡航開始予定日の60日～31日まで	11,000円+実費
渡航開始予定日の30日以降	33,000円+実費

- 変更前のプログラム契約に基づき既にお支払い頂いた費用がある場合は、変更後の新たなプログラム契約に伴うプログラム料金、実費等に充当されるものとし、過不足がある場合は別途精算するものとします。
- いずれの場合においても、当社が定める変更手数料の他、変更前のプログラムの解約・変更に伴い発生する、留学先受け入れ機関等が定めるキャンセル料・実費等の費用はお客様負担となります。尚、本条各項において振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様のご負担とします。

(2) 渡航開始日の変更

- お客様の都合により渡航開始日の変更が生じた場合、変更前の渡航日から遡って60日前までに申し出があった場合に限り、原則として1回のみ無料で変更に応じます。但し、実費が必要な場合を除きます。
- 60日未満に申し出があった場合は、変更手数料として11,000円+実費を申し受けます。尚、航空券の都合により渡航開始日を変更しなければならない場合は、渡航開始日の前後3日間の変更に関り手数料無料で応じますが、実費が必要な場合は、その実費のみ申し受けます。

第8条 為替の変動と留学先受け入れ機関等の実費変更

- 留学にかかわる授業料等の実費を当社が代行して留学先受け入れ機関に支払う場合、当社所定の為替レートにて決済を行います。当社が日本円でお預りした実費等について、お預り時から各支払い先への支払い時までの間に為替レートが変動により差損・差益が発生しても清算は致しません。但し、著しい為替変動が生じた場合は、下記の規定に照らし合わせて対応します。
 - お申込み時にプログラム代金の総額を完済している場合に限り、為替変動による差額請求は致しません。
 - プログラム代金分割申し込みの場合、残金支払い月の当社規定海外送金レート（TTS+3円）を再計算し、残金お支払い請求書を以ってその差額をご請求致します。また、為替の影響でお申込時と比べて金額が高くなる場合や低くなる場合がありますが、いずれの場合においても残金請求時の為替レート（TTS+3円）を適用致します。
- 前項の規定にかかわらず、為替相場の著しい変動、留学先受け入れ機関等、各種交通機関の都合による実費の変更、その他の事情により従前の実費のままでは、プログラムを続行することが困難であると当社が判断した場合、お支払いの如何に関わらず、変動による差額をお客様にお支払頂く場合があります。

第 9 条 申込後の解約

- (1) お客様は、当社所定の書面を提出することにより、プログラム契約を解約することができます。この場合、当社が当該申出に基づく解約書類を受領した日を、解約日とします。
- (2) お客様は、前項の規定に基づきプログラム契約を解約した場合、次項の解約手数料規定に基づき解約手数料をお支払い頂きます。
- (3) 解約手数料規定

基準日	解約手数料
留学プログラム申込み日より起算して、 14 日目に当たる日以前に解約する場合	留学プログラム代金総額の 10%
留学プログラム申込み日より起算して、 15 日目に当たる日以降から出発予定日 から起算して、遡って 30 日前までに解約 する場合	留学プログラム代金総額の 20%
出発予定日から起算して、遡って 31 日目 以降に解約する場合	留学プログラム代金総額の 30%

- (4) 申込みの解約に伴い発生する、留学先受け入れ機関等が定めるキャンセル料・実費等が前項解約手数料規定を超える場合に限り、別途実費を申し受ける場合があります。
- (5) 当社は、解約に伴い発生した解約手数料及び留学先受け入れ機関等が定めるキャンセル料・実費等の費用を差し引いた後、尚、お客様に返還すべき費用がある場合は、速やかに返金の手続を行います。
- (6) 当社の責によらず各種 VISA 取得が不可能になり、取り消しをする場合の解約手数料は、本条項(3)規定に定める解約手数料+実費になります。本条前各項において振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様のご負担とします。

第 10 条 渡航後の解約

渡航後、お客様の都合による中途退学、中途帰国等の事由により、お客様がプログラムの実施を中断した場合、当社はお客様より既にお支払い頂いた費用を返金することは一切ありません。但し、留学先受け入れ機関等から当社に対し返金があった場合、当該返金額より当社所定の返金事務手数料 11,000 円を差し引き、当社の定める為替レートにより算出した金額を返金いたします。

第 11 条 当社からの解約

- (1) お客様に次に定める事由の一つが生じた場合、当社は催告することなく、本約款に基づくプログラム契約を解約することができるものとします。
 - ① お客様が、日本国内外を問わず、破産、民事再生、私的整理又はこれに類する破産手続の申立をし、又はその申立を受けた場合。
 - ② お客様が所在不明、又は一ヶ月以上にわたり連絡不能となった場合。
 - ③ プログラム契約成立後において、本約款第 3 条各項に定める事由のうち 1 つにでも該当する場合。
 - ④ その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。
- (2) 前項に基づき、当社が本約款に基づくプログラム契約を解約した場合、お客様は当社に対し、本約款の規定に基づく解約手数料及び、当該解約に伴い発生した留学先受け入れ先機関等が定めるキャンセル料、実費を支払うものとします。

第 12 条 免責事項

- (1) 当社は次に例示するような当社の責によらない事由により、プログラムの変更、解約又は不能により、お客様に損害が生じた場合、その責を負いません。
 - ① 天災、地震、戦争、暴動、ストライキ、陸海空軍による不慮の災難。
 - ② 当社の責に帰さない留学先受け入れ機関等の都合・判断により、お客様の留学先、研修先、宿泊滞在先、授業内容、研修内容、宿泊滞在内容、ボランティア内容、実費、日程その他のプログラムの内容が変更され、又は不能となった場合。
 - ③ 通信または留学先受け入れ機関等の事情により渡航に必要な書類が期日までに届かず出発できなかった場合。
 - ④ 当社が管理できないお客様の都合又は大使館、移民局等の都合でパスポート、ビザ(査証)が発給されない場合、発給が遅延した場合、または現地での入国拒否された場合。
 - ⑤ お客様の事情によりローンが実行されず、手続き継続が不可能と判断される場合。
 - ⑥ お客様の主観的事由により、お客様が希望する留学先、研修先、宿泊滞在先等の条件・内容がお客様に適合しない場合。
- (2) 渡航後は申込者個人の責任において行動するものとし、法令、公序良俗または留学先等の規則に違反した場合などの責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社は一切の責を負いません。また、特定のスポーツを行うに当たり保険の特約等が必要な場合は、本人の責において加入手続きを行ってください。渡航先において、申込者が事故、食中毒、疾病(心身症等の精神疾患を含む)、盗難などに遭遇した場合の責任、損害等に関しても申込者個人の責任となり、当社は一切の責を負いません。

第 13 条 責任及び損害の負担

- (1) 当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責を負いません。

第 14 条 約款の変更

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第 15 条 発効期日

本約款の内容は、2019 年 10 月 1 日以降に申し込まれる全ての留学プログラム申込者に適用されます。

個人情報取り扱いについて

当社は、お客様の個人情報を保護することの社会的責任は極めて高いものと認識しており、個人情報保護の強化を目的とした社内における規程の制定、及び管理体制の確立などを内容とした個人情報保護社内規定を策定し、これを遵守します。更に、これを維持し、継続的に改善いたします。

当社が保有する個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- (1) 契約の履行のため
当社では、資料送付・カウンセリング・留学手続き・滞在先手配、ビザ申請、航空券手配、保険申込等を行う際に、お客様氏名、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、性別、生年月日、出生地、国籍、学歴、職歴などの提供を頂きます。これらの個人情報は、資料送付・カウンセリング・留学手続き・滞在先手配、ビザ申請、航空券手配、保険申込等の手続きを目的とした利用に限定し、他の目的には一切利用いたしません。
- (2) 当社または提携会社からの商品ご案内のため
- (3) 留学セミナーのご案内のため
- (4) プログラム参加後のご意見やご感想の提供のお願いのため
上記以外のものについては、個人情報を取得するときに、その利用目的を明示します。それによって取得した個人情報はお客様に明示した利用目的の範囲を超えて利用することはありません。

個人情報第 3 者への提供について

当社が保有する個人情報は、下記の場合を除いては、原則として第三者に開示又は提供しません。

- (1) お客様の同意がある場合
- (2) お客様又は他の第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- (3) 法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合

当社保有の個人情報について、情報主体であるご本人又は法定代理人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、合理的な範囲でこれを承ります。開示、訂正、又は利用の中止を要求される場合、各支店窓口まで、お電話又はメールでご連絡ください。

上記条項全ての項目を理解の上、同意し、以下に署名および捺印を以てここに証明いたします。

年 月 日

申込者署名 ㊞

親権者署名 ㊞

(※20 歳未満の方は親権者署名、捺印が必要)

株式会社サポートマート
(カナダ格安留学サポーター)
〒531-0072
大阪府大阪市北区豊崎 3 丁目 20-10
大明ビル 10 階
TEL: 06-6225-7272
FAX: 06-6225-7271